

桑名市移住促進 WEB 広告業務委託

仕様書

令和5年6月
桑名市

1 業務の名称

桑名市移住促進 WEB 広告業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

桑名市の地理的優位性をもって移住支援や子育て支援、まちの魅力を発信して認知度向上を通じて、市への移住を促進させるため、民間事業者等の最新の知識と技術、更には豊富な経験を活かし WEB 広告業務を実施することを目的とします。

3 業務概要

WEB 広告を利用してインターネット閲覧者に対して情報発信を行う。

4 契約期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

5 業務内容

・ 広告配信

ディスプレイ広告や動画広告などを利用して桑名市 HP（LP サイト）への誘導を行う。
なお、広告のツール、クリック数、ターゲティング、時期等は提案によるものとする。

・ 効果測定

広告の表示回数やクリック数の実績について、月毎に集計・分析を行い、委託者が指定する日までに報告すること。また、必要に応じて、随時設定（検索キーワードやターゲティングなどの見直しを行う事）を行い、以後の業務の参考となるように実施すること。

・ 協議、打合せ等

業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。
また、協議、打合せ等に当たっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

5 留意事項

- (1) 広告用バナー等の WEB へ掲載する情報は、障がい者の方等でも等しく情報を取得できるために、ウェブアクセシビリティへ配慮すること。（具体的な配慮内容は契約後、別途伝えるが、基本的には、アクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」の適合レベル AA への準拠が必要。）
- (2) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないように配慮すること。
 - ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

- ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・政治性または宗教性のあるもの。
- ・特定の主義主張を目的とするもの。
- ・上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないといとめられるもの。

※掲載サイトについては、契約後、上記サイトへできる限り掲載されないよう、委託者と受託者が協議の上決定する。

- (3) 制作物が他の所有権や著作権を侵害するものではないこと。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、受託者は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 緊急を有するテーマの場合、テーマの提示から広告の出稿までの期間が非常に短くなることが想定されるため、迅速な対応が行える体制を整えること。
- (6) 委託者と密に連絡を取り、業務に支障や齟齬を生じないようにすること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により決定する。